

# 国に対する政策要求

平成27年7月

群馬県



群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今や人口減少問題は国・地方が総力を挙げて取り組まなければならない大きな課題であり、国では「まち・ひと・しごと創生」として、日本の人口の将来像を示した「長期ビジョン」の実現に向け、「総合戦略」を推進し、積極的に地方創生に取り組まれています。

本県においても、人口減少対策は、県政全般にかかわる最重要課題と捉えており、市町村と連携しながら、各種施策に全力で取り組むとともに、「群馬で暮らし始めたいくなる」、「群馬に住み続けたいくなる」、「群馬で家族を増やしたいくなる」という3つの視点に基づき、群馬の未来を創生し、魅力あふれる群馬を実現するための指針として、次期総合計画と人口ビジョン・総合戦略の策定を進めているところです。

今回の政策要求は、今後の群馬の未来を切り拓くため、特に課題となっている重要な事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、平成28年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事 **大澤正明**



# 目 次

## I 魅力あふれる群馬の未来を創生する政策要求 1

---

- 1 女性・若者の雇用対策の推進について・・・・・・・・・・ 2
- 2 障害者の自立のための環境整備の推進について・・・・・・・・ 4
- 3 介護人材の確保対策について・・・・・・・・・・ 6
- 4 企業の本社機能等の地方移転促進について・・・・・・・・ 7
- 5 女性の活躍推進対策について・・・・・・・・・・ 8
- 6 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について・ 10
- 7 安定的な周産期医療体制の確保対策について・・・・・・・・ 11
- 8 農山村の活力ある地域づくりに向けて・・・・・・・・ 12
- 9 地方創生の基盤としての社会資本整備の推進について・・・・・・・・ 14
- 10 「道の駅」を核とした地域拠点の形成について・・・・・・・・ 17

## II 国の施策等に関する政策要求 19

---

- 1 地方財政の充実・強化について・・・・・・・・・・ 20
- 2 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について・・・・・・・・ 22
- 3 きのこと産業の復興に対する支援について・・・・・・・・ 23
- 4 再生可能エネルギーの普及拡大について・・・・・・・・ 24
- 5 群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について・・・・・・・・ 26
- 6 米政策の見直しに伴う農家経営の安定について・・・・・・・・ 27
- 7 八ッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について・・・・・・・・ 28



# I 魅力あふれる群馬の未来 を創生する政策要求

---

# 1 女性・若者の雇用対策の推進について

〔内閣府、内閣官房、厚生労働省、総務省、文部科学省〕

---

国・地方を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、「地方に雇用を確保する」取組や、「地方への新しいひとの流れをつくる」取組が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、女性・若者の雇用対策を進めることが重要であり、成長が期待される次世代産業を支援するなど、地方に良質な雇用の場を確保することが必要である。また、U・Iターン就職の促進をはじめ、女性・若者へのきめ細かな就労支援、男女ともに仕事と家庭を両立しながら、地域で安心して働き続けられる「働き方」の実現が求められている。

については、次の施策について強力に進められたい。

- 1 本県の若者が、県外の大学に進学し、卒業後群馬に帰る割合が半数に満たない現状を打破するため、地方に就職・定着する若者への支援策の強化や、U・Iターンの若者を積極的に雇用する中小企業等に対する新たな支援策を講じること。
- 2 若者にきめ細かく対応できるワンストップサービスセンターの運営支援や、若者早期離職を防ぐための対策など、若者雇用対策の充実を図ること。
- 3 非正規雇用者の正規雇用化策の充実を図ること。

4 若者の使い捨てが疑われる企業（ブラック企業）に対する過重労働重点監督を強化するとともに、そのための体制整備をすること。

また、是正指導に従わない企業については、社会的に影響力の大きい企業に限定せず、悪質な企業については企業名を公表すること。

5 女性が安心して希望を持って働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、環境の整備や継続雇用・再就職支援等のための施策の充実を図ること。

（産業経済部）

---

## 2 障害者の自立のための環境整備の推進について

〔内閣府、内閣官房、厚生労働省、文部科学省、総務省〕

---

障害者総合支援法が平成25年4月に施行され、現在、法施行後3年を目途にした見直しが検討されており、障害者の地域生活を総合的に支援するための安定的な制度の構築が求められている。

また、障害のある方が生涯にわたって自立していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが必要である。

地方創生の取組において、障害の有無に関わらず、誰もが安心して共に暮らすことができる社会の実現は極めて重要であることから、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 キャリア教育・職業教育を推進するため、特別支援学校で就労支援にあたる専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校高等部の整備に対する財政的支援の充実を図ること。
- 3 特別支援学校及び就労移行支援事業所からの一般就労をより一層推進するため、関係省庁との連携を強化し、施策の充実を図ること。
- 4 障害者を雇用する中小企業等に対する財政的な支援等の拡充を図ること。

- 5 障害者就業・生活支援センター等の更なる体制強化を図ること。
- 6 地域生活支援事業において必須事業等が追加されるなど制度の拡充が図られていることから、それに見合った必要な財源措置を講じること。
- 7 障害者の地域移行を計画的に推進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。

(教育委員会)

(産業経済部)

(健康福祉部)

---

### 3 介護人材の確保対策について

〔内閣府、内閣官房、厚生労働省〕

---

平成27年度から、介護人材の確保に関する事業が地域医療介護総合確保基金の対象に追加されたことから、本県においても、この基金を活用しながら取組を進めていくが、介護人材の確保にとっては、賃金の改善が最重要対策の一つであると考えている。

また、本県では、介護人材の定着を促進するため「ぐんま認定介護福祉士」制度を創設し、介護現場で中核となる人材の育成とキャリアアップに努めているところであるが、認定を受けた者の評価を高めるため、国レベルの制度への接続等を図っていくことが必要であると考えている。

地方創生に向けて、意欲ある若者等が誇りと希望をもって介護現場に就業・定着できるよう、国においては、介護人材の確保対策を更に実効性のあるものとするため、次の事項について対策を講じられたい。

- 1 介護職員の賃金改善については、平成27年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算の充実が図られたところであるが、次期介護報酬改定においては、介護職員等の処遇改善に確実に繋がることが担保される仕組みを構築した上で、基本報酬において評価すること。
- 2 国においては、「認定介護福祉士（仮称）」制度の構築が進められているが、ぐんま認定介護福祉士など既存の研修の履修科目を認定介護福祉士（仮称）の研修の一部として読み替えるなど、既存の研修を活用する仕組みとすること。

また、認定介護福祉士（仮称）やぐんま認定介護福祉士等の認定制度等によって認められた介護職員の専門性等を介護報酬に適切に反映すること。

（健康福祉部）

---

## 4 企業の本社機能等の地方移転促進について

〔内閣府、内閣官房、経済産業省〕

---

企業の本社機能は、東京、大阪、愛知の三大都市圏に集中しているため、地方では、経営企画や総務・経理、法務といった事務系職種を希望する女性・若者のニーズに応えるのが困難な実情である。

また、業務機能の過度な首都集中は、首都直下地震等の災害発生時にあらゆる機能を麻痺させる危険性をはらんでいる。

こうした危険を回避し、併せて地方に雇用の場を創出し人口流出を抑制するため、企業の本社機能移転促進や地方拠点の強化が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 地方に本社機能に移転した企業に対し、移転に伴う施設整備における法人税の特別償却や税額控除などの特例措置だけではなく、より一層移転が加速するよう、法人税率自体を軽減する措置を創設すること。その場合でも、地方創生の趣旨を踏まえ、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保されたい。
- 2 企業の本社機能の地方移転を促進する奨励金を創設すること。
- 3 企業の地方拠点強化に係る地方税（不動産取得税、事業税、固定資産税）の軽減措置に対する地方交付税による減収補填の充実を図ること。

（産業経済部）

---

## 5 女性の活躍推進対策について

〔内閣府、内閣官房、厚生労働省〕

---

男女がともに、性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画基本法が制定されて16年が経過したが、未だ、その理念が十分に浸透し、男女共同参画の取組が進んでいるとは言えない状況にある。

女性の活躍推進は、成長戦略の最重要課題の一つと位置づけられており、平成26年10月には、女性が各々の希望に応じ、家庭・地域・職場で輝くことができる社会の実現を目指し、すべての女性が輝く社会づくり本部が「すべての女性が輝く政策パッケージ」をとりまとめるなど、活躍推進のための取組が行われている。

このような状況のもと、県においても、地域女性活躍加速化交付金や地域女性活躍推進交付金を活用し、経済団体、労働団体、農業団体、金融機関、企業、NPO、国等との連携により、女性のリーダー養成研修や起業・創業支援など、女性の活躍を推進する事業に取り組んでいる。

子育てや介護、就労、安心安全な生活、地域との関わりなどの面において、女性が暮らしやすい社会をつくることは、すべての人が暮らしやすい活力ある地域社会の実現、地方創生につながることから、一過性の取組に終わらせることなく、継続して強力に推進していくため、次のとおり措置を講じられたい。

- 1 「すべての女性が輝く政策パッケージ」に掲げられた政策が着実に推進されるよう、国においては強いリーダーシップを発揮して取り組むこと。
  
- 2 地方においても、すべての女性が希望に応じて活躍できる社会を実現するため、行政、企業、団体及び地域社会などあらゆる分野で行う、地域の実情に応じた女性の活躍推進対策について、恒常的な財源を確保し、継続的に支援すること。

(生活文化スポーツ部)

---

## 6 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について 〔内閣府、内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省〕

---

重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものであるが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されている。

群馬県においても、昭和48年から乳幼児や重度心身障害者を対象に福祉医療を開始し、平成21年10月には、県と市町村が連携して中学卒業までの子どもの医療費無料化を実現しており、早期受診による慢性疾患患者の重症化防止などに効果をあげている。また、福祉医療は人口減少社会に向けて少子化対策や子育て環境の充実に有効な制度であり、社会的に弱い立場にある人の支援にも大きな役割を果たすものである。

国は、このような地方自治体による医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを講じており、地方自治体による障害者等の支援や子育て環境づくりの取組を阻害している。

については、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 重度心身障害者、子ども、母子家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療費助成制度を早急に創設すること。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止すること。

(健康福祉部)

---

## 7 安定的な周産期医療体制の確保対策について

〔内閣府、内閣官房、厚生労働省〕

---

病院勤務医師の不足と地域間、診療科間の医師の偏在が、依然として全国的に解消されず、地方の中核病院では、特定の診療科に限らず、多くの診療科において常勤医師が不足しており、入院の休止や外来の縮小などが発生している。

特に、本県の産婦人科を取り巻く状況は、産科の休診や分娩取扱いの休止が発生するなど、極めて深刻であり、このままでは安心して出産・子育てできる医療体制の提供に支障を来す恐れがある。

人口減少対策において、地域における安定的な周産期医療体制の確保が不可欠であることから、次の事項について、実効性のある対策を早急に講じられたい。

- 1 新たな専門医制度において、産婦人科の不足医師数を明らかにし、その必要数を踏まえて専門医定数を設定すること。
- 2 地域において安心して妊娠・出産に臨める医療環境の整備に向けて、産婦人科医の処遇改善への財政的支援や診療報酬上の適切な評価を行うなど、具体的な対策を早急に講じること。

(健康福祉部)

---

## 8 農山村の活力ある地域づくりに向けて

〔内閣府、内閣官房、総務省、財務省、農林水産省〕

---

群馬県では、農山村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、農林業を競争力の高い成長産業へと転換し、農山村の持続的発展を図るため、農業生産性の向上や農地の利用集積に向けた農業農村整備事業の着実な推進を図っているところである。

また、林業においては、戦後造林された人工林が本格的な収穫期を迎えており、この豊富な森林資源を利用して、素材生産から木材利用に至る取組を一体的に発展させることにより、若い世代の就労と定着を力強く進め、活力ある地域を創生していきたいと考えている。

このような、農林業の成長産業化には、農業生産性の向上や農地の利用集積に向けた農業農村整備事業、森林資源の利用及び森林を支える地域を災害から守るための基盤整備が不可欠であり、これら地域の実情に即した取組を支援するための安定的かつ十分な財源が必要である。

国においては、人口減少が深刻さを増す中で、地方創生に向けた基盤として力強い農山村を築いていくためにも、地方が希望と意欲を持って取り組む対策が計画的かつ十分に実施できるよう、次の項目について特段の措置を講じられたい。

- 1 「農業農村整備事業」に係る国庫補助について、平成27年度の早期追加配分並びに平成28年度における必要な予算を安定的かつ十分に確保すること。

- 2 「農山漁村地域整備交付金」で実施している農業農村整備、林道及び治山施設の整備を着実に進めるために、平成27年度の早期追加配分並びに平成28年度における必要な予算を安定的かつ十分に確保すること。
  
- 3 「森林整備加速化・林業再生交付金」について、素材生産から木材加工・流通・利用まで一体的かつ計画的に、創意工夫を生かした取組ができるように、継続及び拡充を行うこと。

(環境森林部)

(農政部)

---

## 9 地方創生の基盤としての社会資本整備の推進について

〔内閣府、内閣官房、国土交通省、総務省〕

---

「群馬の未来創生」と進展する「人口減少対策」において、現場を最もよく知る地方が、地域の実情や特性を踏まえて、新しい発想で施策を進めることが重要である。地域活力につながる若者等の雇用創出や地方の暮らしの利便性向上、交流人口の拡大等を実現するため、企業誘致の促進や、地域公共交通の確保維持、世界遺産等の活用による観光振興、地域拠点の形成などを図らなければならない。

また、昨年8月の広島県豪雨災害などのように大規模化・激甚化する水害・土砂災害や、浅間山や草津白根山の火山活動等に備え、県民の安全・安心を確保するための防災・減災対策も重要な課題である。

同時に、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策、今後想定される大規模地震等に備えたインフラの耐震化など、県民の命と暮らしを守る国土強靱化の取組を着実に推進する必要がある。

こうした、群馬の地方創生と国土強靱化を実現するためには、社会資本整備の推進が不可欠であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方創生と国土強靱化に資する社会資本整備を着実に進めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 2 地方創生の基盤となる社会資本や地域拠点となる施設等の整備を推進するため、地方が効果的に活用できる自由度の高い新たな交付金制度を創設

すること。また、社会資本整備総合交付金などの既存の交付金制度や地方債について、対象の拡大、要件の緩和、支援内容の充実等により、地域の実情に合わせて活用できるよう拡充すること。

3 群馬の高い拠点性を活かせるよう、県が進める、県内の高速交通網を補完する「7つの交通軸」の整備・強化を推進すること。

4 東日本大震災、局地化、集中化、激甚化する災害などを教訓に、災害に備えるインフラの長寿命化や耐震化、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた道路防災対策、治水・利水対策及び土砂災害対策を推進すること。

#### 【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上武道路、綾戸バイパス、三国防災
- ・一般国道50号前橋笠懸道路
- ・上信自動車道（渋川西バイパス）など

#### 【群馬県道路事業】

- ・上信自動車道（八ッ場バイパス、金井バイパス、川島バイパス、祖母島箱島バイパス、吾妻西バイパス、吾妻東バイパス）など
- ・東毛広域幹線道路
- ・西毛広域幹線道路
- ・道路防災施設の整備、既存施設の強靱化と計画的維持修繕など
- ・通学路の歩道整備、市街地の無電柱化など

### 【直轄河川・砂防事業】

- ・八ッ場ダム
- ・利根川、<sup>からす</sup>烏川、<sup>わたらせ</sup>渡良瀬川河川改修
- ・浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防など

### 【群馬県河川・砂防等事業】

- ・河川整備計画に基づく河川改修
- ・災害時要配慮者関連施設等を保全する土砂災害対策施設整備
- ・長寿命化計画に基づく点検・維持修繕、公共施設の耐震化 など

### 【地域拠点形成事業】

- ・コンベンション施設
- ・道の駅 など

(県土整備部)  
(総務部)  
(企画部)

---

## 10 「道の駅」を核とした地域拠点の形成について

〔内閣府、内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、観光庁〕

---

「道の駅」は、道路利用者の休憩施設であるとともに、情報提供機能、地域連携機能を持つ施設として整備がすすめられてきたところであるが、近年は、それ自体が目的地となり、まちの特産品や観光資源を活かして、ひとを呼び、地域にしごとを生み出す核へとそれぞれが独自の進化を遂げている。

本県では、現在までに31箇所の「道の駅」の整備が進み、それぞれが地域活性化の拠点として、その機能を発揮しているところである。

しかし一方で、既存の「道の駅」の中には、設置後20年が経過したものもあり、施設の老朽化が課題となっているが、施設再整備等の支援体制が十分でない状況である。

については、「道の駅」を核とした地域拠点を形成し、各地域がそれぞれの特長を活かした自律的で持続的な社会を創生していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 平成26年6月に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進することとされたことを受け、これを着実に実施すること。
- 2 「道の駅」の持つ、「まち」の特産品や観光資源を活かして、「ひと」を呼び込み、地域に「しごと」を生み出す機能に加え、地産地消による新鮮で安価な食材等の提供や、地域交流・福祉拠点として「くらしやすさ」を実現するための機能強化に向け、新たな補助制度の創設、既存の各種補助制度の統合や補助率の嵩上げ、申請手続の一元化を図ること。

(県土整備部)



## Ⅱ 国の施策等に関する政策要求

---

## 1 地方財政の充実・強化について

〔財務省、総務省〕

---

アベノミクスによるデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、企業の生産活動や雇用情勢が改善するなど日本経済は明るさは取り戻しつつあるが、個人消費や中小企業の景況感などには弱さが見られ、引き続き国と地方が連携・協力して、地域経済の活性化に取り組む必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれる一方、人口減少に伴う経済の縮小傾向の中で、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっている。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 平成28年度の地方財政計画策定に当たっては、地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げた上で、地方交付税総額を確保すること。

また、普通交付税の算定の際に成果指標を反映させる場合には、財源調整機能、財源保障機能という地方交付税本来の目的との整合性に留意すること。

2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、そのあり方を全面的に見直すこと。

3 事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じること。

4 地方財政に関わる国の政策については、引き続き「国と地方の協議の場」などを通じて、地方の意見を十分反映させること。

(総務部)

---

## 2 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

---

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産である。

世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承するため、特に次の事項を要望する。

- 1 世界遺産とその周辺を含めた一体的な保全に関する新たな制度を創設し積極的に支援すること。
- 2 構成資産の保存修理について、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じること。

(企画部)

---

### 3 きのか産業の復興に対する支援について

〔農林水産省、復興庁、財務省〕

---

平成23年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により、群馬のか産業は、深刻な影響を受け続けている。特に、原木しいたけ栽培においては、しいたけ原木林の汚染により全国的に原木需要が逼迫し、安定経営に必要な原木の確保が困難な状況であるとともに、乾しいたけの出荷自粛の要請も継続している。また、東京電力(株)による損害賠償についても生産サイドからすれば決して順調に行われているとは言えない。

平成27年度に集中復興期間が終了するが、県内のか産業は復興したといえる状況にないため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 安全なこの生産に必要な資材の確保を支援するため、特用林産施設体制整備復興事業を継続すること。
- 2 福島第一原子力発電所事故との因果関係が認められる、この生産者への被害が全て補償の対象とされ、早急に全額が支払われるよう東京電力(株)に対し働きかけを行うこと。

(環境森林部)

---

## 4 再生可能エネルギーの普及拡大について

〔経済産業省、農林水産省〕

---

国においては、2030年の再生可能エネルギーの比率を22～24%とする電源構成を公表したところである。今後は、再生可能エネルギーが存在する地方において、積極的な取組を行っていく必要がある。

群馬県においては、全国有数の日照時間や、豊かな水資源、森林や畜産に由来するバイオマス資源に恵まれていることから、平成24年度に「電源群馬プロジェクト」を立ち上げ、再生可能エネルギー発電施設の導入を進めてきているところであり、今後さらに普及を進め、再生可能エネルギーの供給県としての役割を果たしていきたいと考えている。

これまで、飛躍的に太陽光発電設備の普及が進み、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による電力量が増大したところであるが、一方で、固定価格買取制度の賦課金による国民負担の増加という課題も生じている。今後は、このような課題を克服し、長期的な視点で再生可能エネルギーをさらに普及していく必要がある。

については、地方における再生可能エネルギーのより一層の普及を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 再生可能エネルギーの地産地消を促進するため、蓄電池を併用した自立消費型の太陽光発電システムの補助制度を新たに創設すること。また、こうした太陽光発電システムによる再生可能エネルギーを地域の中で効率的に活用するため、国においてスマートグリッドなど新たな電力システムの

実用化を加速すること。

- 2 木質バイオマス燃料の安定的な供給が可能となるよう、未利用材等の搬出に必要な路網整備や、燃料の製造に必要な機材の整備などに対する支援を拡充すること。

(環境森林部)

---

## 5 群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について

〔農林水産省・厚生労働省〕

---

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環として、農畜産物等の海外販路の開拓に取り組んでいる。本県でも、「群馬県国際戦略」の柱に「農畜産物等の販路拡大」を位置付け、輸出を積極的に推進している。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も継続されたままであり、海外への販路拡大の障壁となっている。

さらに、平成27年3月下旬に台湾で発覚した食品の産地偽装問題が発端となり、5月15日からは台湾における輸入規制が強化されたところである。

このことは、これまで求めてきた規制緩和に逆行する動きであり、今後他国への影響も懸念される。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、次のとおり強く要望する。

- 1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化すること。

(農政部)

---

## 6 米政策の見直しに伴う農家経営の安定について

〔農林水産省〕

---

国では、平成30年産を目途に生産者や集荷業者・団体が自ら、販売戦略や経営判断による需要に応じた米生産を行う体制づくりを進めるとともに、平成26年度から飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用を軸とした、経営所得安定対策の見直しをしたところである。

こうした中、平成26年産米については、全国的に高い在庫水準などから価格が大幅に下落し、生産現場に大きな影響を及ぼすとともに、稲作農家の経営は厳しい状況となった。

このため、現場の農業者は、更なる米価下落や、今後の飼料用米の需要動向と収益性について不安を抱いている。

そこで、農家経営の安定に向けて次の事項について強く要望する。

- 1 昨秋の米価下落を踏まえ、平成30年度を目途にした、生産者等が自ら行う需要に応じた米生産については、在庫情報や価格情報の提供だけに限らず、実効性のある需給調整の仕組みを構築するなど、国が一定の関与をすることにより米価の安定に努めること。
- 2 国の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、収入減少の一定部分（20%までの収入減少の9割）を補てんする制度であり、大幅な米価下落等には対応していないことから、20%以上の収入減少に対する補てん措置等の仕組みを早急に構築すること。
- 3 需要に応じた米生産の軸となる飼料用米等について、十分な予算措置を講じること。

（農政部）

---

## 7 ハッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について

〔国土交通省〕

---

今日、地球温暖化の影響による気候変動をはじめとする災害リスクの高まりが懸念されている中、国は国土強靱化に向けた防災・減災対策の取組を推進している。

本県においても、県内で大きな流域を有しているにもかかわらず、洪水調節する国等の管理する大規模なダムのない吾妻川にハッ場ダムを建設し、洪水に対する安全、そして水資源の安定確保を図ることは、群馬県のみならず、下流都県の安全・安心にとっても必要不可欠であり、「国土強靱化」の取組の一環に他ならない。

ハッ場ダムについては、本体建設工事が平成26年8月に契約締結され、今年に入り基礎掘削が開始され、本体工事が本格化してきているところである。

しかし、平成25年の基本計画の変更により工期が平成27年度から平成31年度までと4年延期された。これまで幾度となく工期が延期されてきた経緯がある。

については、これまでダム事業に翻弄されてきた地元住民の方々や関係者がこれ以上、将来の不安や不便な生活に苦しむことがないように、次の事項について措置を講じられたい。

- 1 ダム本体について、コスト縮減の徹底を期した上で、最大限工期短縮に努力して、一日も早くダムを完成させること。

2 地域活性化のため、生活再建事業について、地元の意向を尊重するとともに早期に完成させること。

3 特に上信自動車道は、八ッ場ダムの生活再建はもとより、吾妻地域の観光、産業、物流及び救急医療などに寄与する極めて重要な幹線道路であるため、早期完成に向け予算の重点的な配分をすること。

(県土整備部)